

1 はじめに

輸送の安全の確保は、運輸事業の根幹であり、不断の取組みが不可欠な最重要課題であります。

国土交通省では、平成17年に起きた運輸事業における事故・トラブルを引き金として、陸・海・空の輸送モード横断的に事業者自らがトップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、事業者内部における安全意識の浸透・安全風土の構築を図ることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入し、今般、制度導入2周年を迎えることができました。

「運輸安全マネジメント制度」は、経営トップから現場まで一丸となった安全確保のための日々の取組み、特に、経営トップによる社内への安全意識の徹底と安全風土の確立に向けた主体的関与・活動を行政としてチェックするという新たな視点の制度であり、従来の保安監査とは違った新しいアプローチで業務遂行に努めています。

国土交通省では、行政が事業者を指導監督するという視点ではなく、行政と事業者が一体となって、安全性を向上させるための知恵や工夫を一緒に考えていこうという姿勢を堅持しつつ、試行錯誤を繰り返しながら、課題を抽出するとともに、ノウハウを着実に蓄積し、本制度の改善・充実・強化を図ってきているところであります。

国土交通省としては、これまで実施した運輸安全マネジメント制度を振り返り、明らかとなった課題を確実に解決・改善するとともに、制度運用で培ってきたノウハウをフルに発揮し、今後とも、運輸事業の総合的な安全対策の推進に全力を尽くし、そして、事業者の皆様とともに安全に向けた取組みの強化、ひいては、国民の皆様への安全・安心の輸送サービスの提供・確立を図って参りたいと考えております。

運輸事業の安全の推進に携わっておられる皆様におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、運輸安全行政、そして運輸業界全体の安全性の向上に向け、より一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国土交通省 大臣官房
運輸安全政策審議官
谷山 將